

憲法 I

科目ナンパリング PUL-101

必修 2単位

杉山 有沙

1. 授業の概要(ねらい)

憲法は、国のあり方を決める法規範であり、最高法規です。そして、憲法は、人権の領域と統治機構の領域というように、大きく2つの分野に分けることができます。両者の関係は、目的としての人権と、その保障を達成すべき手段としての統治機構ととらえることができます。では、これが意味することは何でしょうか。

この授業では、憲法の基本的構造を理解することを目的として、人権論と統治機構論を勉強します。このとき、より深い理解を得るために、国家対個人の基本的な構造を常に意識しながら授業を進めます。さらに、適切に理解できるよう、身近な話題と絡めながら検討していくつもりです。

2. 授業の到達目標

- ①憲法の基本構造を理解する。
- ②基本的人権を具体的にどのように保障していくべきか、について統治機構の側から考えることができるようになる。
- ③自分の問題として、憲法の問題を考えることができるようになる。

3. 成績評価の方法および基準

定期試験で評価します。なお、欠席を6回以上したら、単位を出さないので、予めご了承ください。(※コロナ感染症の動向により、急遽、評価基準を変更する可能性もあります。)

4. 教科書・参考文献

教科書

芦部信喜(高橋和之補訂) 憲法 第7版 岩波書店
岡田順太・淡路智典・今井健太郎 判例キーポイント憲法 成文堂

5. 準備学修の内容

予習:次回授業のために、参考文献にある教科書に目を通しておいてください。
復習:授業レジュメを再度読んでおいてください。

6. その他履修上の注意事項

私たちの周りには多くの憲法問題があります。私たち一人一人の権利が適切に保障される社会の在り方を考えることは、とても大切です。ぜひ、ご家族や身近な方と憲法について積極的に話してみてください。

7. 授業内容

- 【第1回】 オリエンテーション(本講義全体の見取り図、受講の目的と意義)
- 【第2回】 憲法と立憲主義
- 【第3回】 日本憲法史
- 【第4回】 国民主権の原理①
- 【第5回】 国民主権の原理②
- 【第6回】 平和主義の原理
- 【第7回】 基本的人権の原理
- 【第8回】 基本的人権の限界
- 【第9回】 包括的基本権と法の下の平等①
- 【第10回】 包括的基本権と法の下の平等②
- 【第11回】 精神的自由権(1):内心の自由①
- 【第12回】 精神的自由権(1):内心の自由②
- 【第13回】 精神的自由権(2):表現の自由①
- 【第14回】 精神的自由権(2):表現の自由②
- 【第15回】 まとめ